議第９号

道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成２４年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第５項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第６条第２項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第８条の次に次の１条を加える。

（自転車通行帯）

第８条の２　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を

設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

３　自転車通行帯の幅員は、１．５メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートルまで縮小することができる。

４　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第９条第１項中「第３種」の次に「（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）」を加え、「第４種の道路」を「第４種（第３級及び第４級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるもの」に改め、同条第２項中「自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路」の次に「で設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるもの」を加える。

第１０条第１項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第１１条第１項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第３０条第１項第３号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第３１条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第３９条第１項及び第２項中「第８条」の次に「、第８条の２第３項」を加える。

第４１条の次に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第４１条の２　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける

ものとする。

2　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１０条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の新潟県柏崎市道路構造の技術的基準等を定める条例第８条の２並びに第９条第１項及び第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成２４年１２月２１日条例第６３号）

改正後	改正前
（車線等） **第４条**　車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。	（車線等） **第４条**　車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。
（副道） **第６条**　（略） ２　副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルを標準とするものとする。	（副道） **第６条**　（略） ２　副道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。
第８条　（略） （自転車通行帯） **第８条の２**　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行	**第８条**　（略）

改正後	改正前
帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ３　自転車通行帯の幅員は、１．５メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートルまで縮小することができる。 ４　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	
（自転車道） **第９条**　自動車及び自転車の交通量が多い第３種（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）又は第４種（第３級及び第４級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき 60 キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路で設計速度が１時間につき 60 キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ３～５　（略）	（自転車道） **第９条**　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ３～５　（略）
（自転車歩行者道） **第10条**　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２～４　（略）	（自転車歩行者道） **第10条**　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を　除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２～４　（略）
（歩道）	（歩道）

改正後	改正前
第11条　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	**第11条**　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～５　（略）	２～５　（略）
（待避所）	（待避所）
第30条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	**第30条**　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、５メートル以上とすること。	⑶　待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、５メートル以上とすること。
（交通安全施設）	（交通安全施設）
第31条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。	**第31条**　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。
（小区間改築の場合の特例）	（小区間改築の場合の特例）
第39条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第３項、第５項及び第６項、第６条、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第16条から第22条まで、第23条第３項並びに第２５条の規定による基準に適合していないため、これらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められる	**第39条**　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第３項、第５項及び第６項、第６条、第８条、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第16条から第22条まで、第23条第３項並びに第25条の規定による基準に適合していないため、これらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規

改正後	改正前
ときは、これらの規定による基準によらないことができる。 ２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第３項、第５項及び第６項、第６条、第７条第２項、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第20条第１項、第23条第３項、次条第１項及び第２項並びに第41条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 **第41条**　（略） （歩行者利便増進道路） **第41条の２**　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 ２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。 ３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。	定による基準によらないことができる。 ２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第３項、第５項及び第６項、第６条、第７条第２項、第８条、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第20条第１項、第23条第３項、次条第１項及び第２項並びに第41条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 **第41条**　（略）